

改正案

現行

<p>（保険計理人の選任を要する損害保険会社） 第七十六条 法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社は、次の各号に掲げる保険契約のみを引き受ける損害保険会社を除くすべての損害保険会社とする。</p> <p>一 自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約</p> <p>二 地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約</p>	<p>（保険計理人の選任を要する損害保険会社） 第七十六条 法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社は、次の各号に掲げる保険契約のいずれかを取り扱う損害保険会社とする。</p> <p>一 契約者配当を行うこと又は社員に対する剰余金の分配をすることを約した保険契約</p> <p>二 介護を要する状態となった場合の介護を受けるための費用を対象とする保険契約その他長期の保険契約であつて、保険料及び責任準備金の算出に際して保険数理の知識及び経験を要するもの</p>
<p>（保険計理人の関与事項） 第七十七条 法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。</p> <p>一〜九（略）</p>	<p>（保険計理人の関与事項） 第七十七条 法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号（保険料積立金を計算する保険契約に係るものに限る。）及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。</p> <p>一〜九（略）</p>
<p>（保険計理人の要件に該当する者） 第七十八条 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社</p>	<p>（保険計理人の要件に該当する者） 第七十八条 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関</p>

の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

(削る)

二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限る。）（前号に掲げる者を除く。）

2 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、損害保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（損害保険会社の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限る。）（前号に掲げる者を除く。）

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 法第二百二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業

する業務（生命保険会社にあつては、生命保険会社の保険数理に関する業務）に五年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務（生命保険会社にあつては、生命保険会社の保険数理に関する業務）に十年以上従事した者

三 生命保険会社にあつては、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限る。）

(新設)

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 法第二百二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかとする。

(新設)

の継続が困難であるかどうか。

二 第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

（保険計理人の確認業務）

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 （略）

四 損害保険会社にあつては、第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）

が、第七十三条に規定するところにより、適正に積み立てられていること。

（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

第八十一条 法第二百一十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、生命保険会社にあつては、当該生命保険会社が引き受けているすべての保険契約、損害保険会社にあつては、第七十六条各号に掲げる保険契約を除くすべての保険契約とする。

（日本における保険計理人の選任を要する外国損害保険会社等）

第百五十五条 法第九十九条において準用する法第二百一十条第一項に規定

（新設）

（保険計理人の確認業務）

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 （略）

（新設）

（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

第八十一条 法第二百一十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、生命保険会社にあつては、当該生命保険会社が引き受けているすべての保険契約、損害保険会社にあつては、第七十六条第一号に掲げる保険契約（損害保険相互会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社をいう。）にあつては、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に限る。）及び同条第二号に掲げる保険契約とする。

（日本における保険計理人の選任を要する外国損害保険会社等）

第百五十五条 法第九十九条において準用する法第二百一十条第一項に規定

する内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等は、次の各号に掲げる日本における保険契約のみを引き受ける外国損害保険会社等を除くすべての外国損害保険会社等とする。

- 一 自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約
- 二 地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約

（日本における保険計理人の関与事項）

第五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

一〇九（略）

（日本における保険計理人の要件に該当する者）

第五十七条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、外国生命保険会社等にあつては、第七十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とし、外国損害保険会社等にあつては、第七十八条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

（日本における保険計理人の確認事項）

する内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等は、次の各号に掲げる日本における保険契約のいずれかを取り扱う外国損害保険会社等とする。

- 一 契約者配当を行うことを約した保険契約
- 二 介護を要する状態になった場合の介護を受けるための費用を対象とする保険契約その他長期の保険契約であつて、保険料及び責任準備金の算出に際して保険数理の知識及び経験を要するもの

（日本における保険計理人の関与事項）

第五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号（保険料積立金を計算する保険契約に限る。）及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

一〇九（略）

（日本における保険計理人の要件に該当する者）

第五十七条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、第七十八条各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

（日本における保険計理人の確認事項）

第五十七條の二 法第九十九條において準用する法第二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 第五十五条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

（日本における保険計理人の確認業務）

第五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第九十九条において準用する法第二十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 （略）

四 外国損害保険会社等にあつては、第五十五条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第六十条において準用する第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が、第六十条において準用する第七十三条に規定するところにより、適正に積み立てられていること。

（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

第五十九条 法第九十九条において準用する法第二十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、外国生命保険会社等にあつては、当該外国生命保険会社等が引き受けている日本におけるすべての保険

第五十七條の二 法第九十九條において準用する法第二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうかとする。

（新設）

（新設）

（日本における保険計理人の確認業務）

第五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第九十九条において準用する法第二十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 （略）

（新設）

（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

第五十九条 法第九十九条において準用する法第二十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、外国生命保険会社等にあつては、当該外国生命保険会社等が引き受けている日本におけるすべての保険

契約、外国損害保険会社等にあつては、第百五十五条各号に掲げる保険契約を除くすべての保険契約とする。

契約、外国損害保険会社等にあつては、第百五十五条第一号に掲げる保険契約（法第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた外国相互会社にあつては、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に限る。）及び同条第二号に掲げる保険契約とする。